○警察関係公益法人等に関する監督要領の制定について（通達）

（令和８年10月27日岡務第785号警察本部長例規）

各部長
首席監察官
各統括官
運転免許センター長
各所属長

この度、別添のとおり警察関係公益法人等に関する監督要領を制定し、本日から施行することとしたので、適切な指導監督に努められたい。

なお、警察関係公益法人に関する監督要領について（通達）（平成14年９月11日岡務第149号例規）は、本日をもって廃止する。

別添

警察関係公益法人等に関する監督要領

第１　目的

この要領は、警察関係公益法人等に関する監督について必要な事項を定めることにより、警察関係公益法人等に関する適正な監督を図ることを目的とする。

第２　定義

この要領において、「警察関係公益法人等」とは、岡山県知事を行政庁とする次のいずれかに該当する法人等で、その目的又は事業が県警察の事務と密接な関係を有するものをいう。

(1)　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第３号に規定する公益法人

(2)　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第123条第１項に規定する移行法人

(3)　公益信託に関する法律（令和６年法律第30号）第２条第１項第１号に規定する公益信託

第３　監督体制

警察関係公益法人等に関する監督体制は、次のとおりとする。

１　総括主管課

警務部警務課とし、警察関係公益法人等の監督に関する所管課の指導、知事部局との連絡調整等警察関係公益法人等に関する監督を総括する。

２　所管課

次の表に掲げる所属とし、報告徴収、立入検査等の関係法令等に定められた事項について監督を行う。

なお、新たに警察関係公益法人等になろうとするものの所管課は、その事業と最も関連する事務を所掌する所属とする。

公益法人等名	所管課
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま	警務部県民広報課
一般財団法人岡山県警察職員互助会	警務部厚生課
公益社団法人岡山県防犯協会	生活安全部生活安全企画課
公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター	刑事部組織犯罪対策第一課
一般財団法人岡山県交通安全協会	交通部交通企画課

第４　システムによる管理及び事務処理

(1)　所管課は、公益法人等の事務の管理に関するシステムにより、所管する警察関係公益法人等からの申請、届出等について、管理及び事務処理を行うものとする。

(2)　総括主管課は、公益法人等の事務の管理に関するシステムにより、所管課の管理及び事務処理の状況を把握するとともに、必要に応じて所管課に対して指導又は助言を行うものとする。

第５　文書の保存

文書の保存は、次の表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
設立許可に係る文書	所管課	長期
移行認定又は移行認可に係る文書	所管課	長期
定款の変更認可に係る文書	所管課	長期
解散許可に係る文書	所管課	長期
事業計画書等に係る提出書	所管課	10年
事業報告等に係る提出書	所管課	10年
公益目的支出計画実施報告書等	所管課	10年
その他警察関係公益法人等に関する監督に係る文書	所管課	1年、3年、5年